旧愛知川学校給食センター解体・撤去工事

図　　面

図面No.	図　面　名　称	縮　尺
1	特記仕様書	
2	配置図（解体撤去範囲）	1:200
3	配置図（仮設計画図）	1:200
4	配置図（撤去完了時）	1:200
5	解体建物平面図（給食センター）	1:100
6	解体建物立面図（給食センター）	1:100
7	解体建物平面図・立面図（プロパンボンベ庫）	1:50

附 近 見 取 図

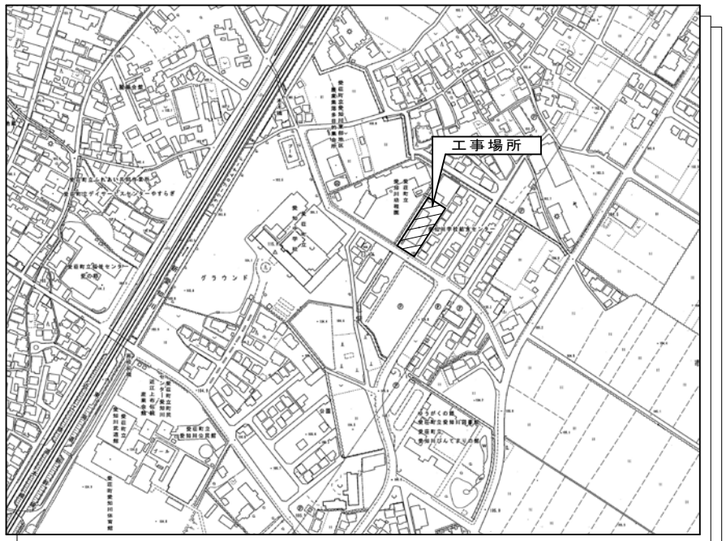

株式会社ＡＤＯ一級建築士事務所

建築工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

工事名称	旧愛知川学校給食センター解体・撤去工事
工事場所	滋賀県愛知郡愛荘町市1733番地　　敷地面積　1,518.00㎡
用途規制	第１種低層　第２種低層　第１種中高層　第２種中高層　第１種住居　第２種住居 準住居　近隣商業　商業　準工業　工業　工業専用 指定なし
防火規制	防火地域　準防火地域　法22条指定区域　指定なし
その他の規制	風致地区　自然公園　宅造規制区域　市街化区域　市街化調整区域　指定なし
工事期間・限	日間　平成　年　月　日限
工事種目	

No.	名称	工種	構造	床面積（㎡） 1階	2階		延面積	備考
1	本館建物（増築症等含む）	解体・撤去	鉄骨造	約500.00㎡			約500.00㎡	
2	プロパン庫	解体・撤去	ＣＢ造	12.40㎡			12.40㎡	
3	受水槽	解体・撤去		ー　式				
4	キュービクル	解体・撤去		ー　式				※有害物質は調査済
5	プレハブ物置	解体・撤去		ー　式				
6	浄化槽・排水処理槽・付帯施設	解体・撤去		ー　式				
7	アスファルト舗装	解体・撤去		ー　式				
8	外部排水管等埋設物	解体・撤去		ー　式				
9	給食厨房機器	解体・撤去		ー　式				※厨房機器自由処分可
10	解体後の整地	造成工事		ー　式				

概要説明　上記解体撤去工事一式を行う。
解体撤去後の敷地の整地を行う。

別途工事

Ⅱ 建築工事仕様

1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書平成２２年版」（以下「標仕」という）および「建築物解体工事共通仕様書・同解説平成１８年版」による。
（国土交通大臣官房官庁営繕部監修　「建築工事監理指針　平成２２年版」を参考とする。）

2 特記仕様　1　項目は番号に◯印のついたものを適用する。
2　特記事項は ⊙ 印のついたものを適用する。
⊙ 印のない場合は ※ 印のあるものを適用する。
⊙ 印と ⊗ 印のある場合は共に適用する。
3　特記事項に記載の（　）内表示番号は標仕の該当項目、該当表、該当図を示す。

① 一般共通事項

① 施工基準
本工事は、工事請負契約書及び同約款を遵守し、本特記仕様書を含む図面（　8）葉、標仕により完全に施工する。
上記相互間に相違のある場合の優先順位は、記載の順序とする。　(1.1.1)

② 完成図
完成図の種類、記入内容および様式は標仕により作成し、原図、ＣＡＤデータ、および焼付製本（Ａ２サイズ及び縮小版Ａ３サイズ　二つ折り）を各３部及びを提出するものとする。
なお、標仕の第1.7.1の完成図に本特記仕様書を加えたものとする。　(1.7.1、1.7.2)

③ 保全に関する資料
保全に関する資料は標仕により作成し、監督員に指示された必要部数の原本、複写図および電子データを提出するものとする。なお、作成に際しては、国土交通省作成の「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」を参考とし、詳細については監督員の指示による。　(1.7.3)

④ 工事写真
工事管理写真はカラーとし、その内容が明確に判別できるものとする。デジタル写真とする場合、使用するデジタルカメラの総画素数は600万画素以上とする。

区分	分類・規格	撮影枚数	部数	備考
着工前	カラー・サービス版	・ ⊙ 9 ・30	1	状況によりつなぎ写真
工事中	カラー・サービス版	各工程毎	1	必要に応じ撮影する
完成時	カラー・サービス版	・ ⊙ 9 ・12	3	完了届提出用
定期提出	カラー・サービス版	※3 ・ 6 ・ 9	1	工事月報用
竣工写真	カラー・サービス版	・ ◯ 5 ・ 7	2	主として外観
	カラー・サービス版	・10 ・20 ・30		主として内観
	竣工写真については、銀版しゃしんの場合はネガ、デジタル写真の場合はファイル形式をＪＰＥＧとしＣＤ－ＲＯＭにて提出すること。			

工事写真の撮影要領は、「工事写真の撮り方・建築編」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。
完成写真の撮影場所は監督員の指示による。工事写真キャビネ版はアルバム台紙に、サービス版は工事写真帳に張り付けて提出すること。

⑤ 技術検査
工事施工途中において、適宜中間技術検査を行う。　(1.6.2)

⑥ 現場代理人
原則として、現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。
ただし、工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間については常駐の必要はないが、現場のパトロールの実施と常に緊急時には速やかに対応できる体制を確保すること。

⑦ 技術管理
請負人は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。
①技術者の選任を要しない期間
・請負契約の締結の日の翌日から平成　年　月　日までの期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への選任は要しない。
②請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への選任を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

⑧ 技能士
各工種の作業については、極力技能士の資格を有する者に作業をあたらせること。　(1.5.2)
また、請負人は、○印のついた工事種別および技能検定の職種について、職業能力開発促進法による一級技能士または単一等級の資格を有する者を、１職種１名以上該当工事作業中工事現場（資材制作加工の場合は製作所）に常勤させるとともに、作業に先立ち事前にその氏名等を監督職員に届け出なければならない。
⊙ 仮設工事（とび）　・ 鉄筋工事（鉄筋）　・ コンクリート工事（ ・型枠 ・コンクリート圧送）
・ 鉄骨工事（構造物鉄工）　・ コンクリートブロック／ＡＬＣパネル工事（ ・ＣＢ積 ・ＡＬＣパネル施工）
・ 防水工事（ ・アスファルト防水 ・合成ゴムシート防水 ・ウレタンゴム系塗膜防水 ・アクリルゴム系塗膜防水 ・セメント系防水 ・シーリング）
・ 石工事（ ・石張り ・石積み ・石材加工）　・ タイル工事（タイル張り）　・ 木工事（建築大工）
・ 屋根及びとい工事（ ・屋根金属薄板葺きおよびとい設置 ・瓦葺き ・石綿スレート葺き）
・ 金属工事（鋼製下地）　・ 左官工事（ ・金コテ仕上、モルタル塗り、吹付 ・断熱硬質ウレタンフォーム吹付）
・ 建具工事（ ・サッシ施工 ・ガラス加工取付 ・木製建具加工取付 ・自動ドア取付）　・ 塗装工事（塗装）
・ カーテンウォール工事（金属製カーテンウォール施工）
・ 内装工事（ ・表具 ・壁装 ・意匠作施工 ・プラスチック系床施工 ・カーペット系床施工 ・カーテン施工 ・ボード仕上）
・ 排水工事（配管）　・ 植栽工事（植栽）　・ 外壁改修工事（樹脂接着剤注入施工）

9 建築材料等
建築材料等は、極力県内産品を選定することとし、製品等は特記されたもの又は同等品以上とする。
ただし、同等品以上とする場合は監督職員の承諾を受けること。
工事で使用する各種塗料類、接着剤類、その他の材料のホルムアルデヒド放散量はＦ☆☆☆とする。
あわせて、その他室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策として、その原因となる物質の含有量が低減度である材料を極力選定する。（標仕を参考とすること。）　(1.4.1)
さらに、環境配慮の視点から、以下の材料の利用に努めること。
（1）グリーン購入法に基づくエコマーク商品
（2）建設リサイクル法により再資源化されたリサイクル製品、材料
（3）滋賀県リサイクル製品認定制度に基づく滋賀県リサイクル製品
（参考ＵＲＬ　http://www.pref.shiga.jp/d/haikibutsu/gomizero/h2112reeflet.pdf）　(1.4.1)
工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとすること。　(1.4.1)
脱材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁　平成18年2月15日）に準拠した証明書を監督員に提出すること。　(1.4.2)

10 材料の検査に伴う試験
試験は、原則として公的試験場で行うものとし、その場所の決定にあたっては監督職員の承諾を受けること。

11 特殊な材料の工法
12 各種検査合格書等
標仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し各１部を提出すること。
なお、責任施工のものは、請負契約者・施工下請業者・材料製造所の連名書とする。

13 設備工事との取合
各設備工事によるコンクリート部分の梁、壁、床の貫通補強及び仕上げ部分、軽量鉄骨天井下地、同壁下地の開口補強は建築工事とする。　(1.3.11)

⑭ 下請け業者の選定
各種下請業者、製造所等県下で供給出来るものについては、極力県内業者を選定すること。

⑮ 公害対策
工事着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のなきよう、工事埃工まで万全の対策を講ずること。　(1.3.8)

⑯ 産業廃棄物の処理
請負人は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出して承諾を受けること。
（1）本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を遵守し、分別解体及び再資源化等実施すること。
（2）「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）及び建設副産物適正処理推進要綱を遵守し、建設副産物の発生抑制および再利用の促進に努めること。また再生資源利用（促進）計画書および同実施書を作成し速やかに報告のこと。
（3）請負人は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、同法第12条の3によるマニフェストシステムにより的確に実施すること。

⑰ 発生材の処理
引渡しを要するもの：

⑱ 保険等
請負人は工事の内容に応じた火災保険、建設工事保険等を工事目的物に付するものとする。

⑲ 安全対策
※ 工事車両の出入りについては、速度制限を遵守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等の公害が発生しないよう留意し、工事全般に万全の対策を講ずること。また、施設運営については担当者と協議を行い、支障のないよう努めること。

・ 別添仮設計図、配置図等により示された仮設計画を参考に、請負人にて構造、施工方法について十分検討のうえ、関係法令に従い安全堅固に設置すること。

⑳ 総括安全衛生管理義務者
労働安全衛生法第30条第2項の総括安全衛生管理義務者には、（※建築工事・電気設備工事・機械設備工事）の請負人を指名する。

㉑ シンナー等の保管
シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。

㉒ 火気の管理
喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配すること。

㉓ 過積載防止の措置
請負人は過積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。

㉔ 騒音振動の防止
請負人は、「低騒音・低振動型　建設機械の指定に関する規程（平成13年国土交通省告示第487号）」に基づき指定された建設機械（'97ラベル）を使用すること。

㉕ 工事カルテの作成及び登録
請負人は、工事請負金額500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）入力システムに基づき「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）に提出するとともに、センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出すること。なお、工事請負代金が500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時の登録のみでよい。
提出期限は以下のとおりである。
（1）受注時登録　データの提出期限は、契約締結後10日（土、日、祝日、年末年始を除く）以内とする。
（2）完了時登録　データの提出期限は、工事完了後10日（土、日、祝日、年末年始を除く）以内とする。
（3）施行中に受注時登録　データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

26 低入札価格調査制度に基づく措置
（1）配置技術者の増員
建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、監理（主任）技術者とは別に、入札公告に定める監理（主任）技術者の要件と同一の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置しなければならない。
なお、当該技術者は、監理（主任）技術者を補助し、監理（主任）技術者と同等の職務を行うものとする。
また、当該技術者を求めることになった場合には、その指名その他必要な事項を監理（主任）技術者と同様の方法により届け出ること。
（2）施工体制台帳および施工計画書にかかる内容の説明
建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、請負人は施工体制台帳および施工計画書の提出に際して、監督職員からその内容の説明を求められたときは、応じなければならない。
（3）材料、下請負代金等の支払い状況等の説明
建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、毎月の下請負代金の支払い状況が確認できる資料を履行報告に追加して提出すること。
また監督職員から材料費、労務費、下請負代金、その他経費（以下「経費等」という。）の支払いの状況について説明を求められた場合は、これまでに要した経費等の支払いを確認できる資料ならびに今後必要とする経費等とこれにかかる資金の調達方法の資料を提示するとともに、それらの内容について説明を求められた場合は、応じなければならない。
（4）工事コスト調査への協力
請負人は、建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合においては、工事コスト調査に調査に協力しなければならない。
（概要は県ホームページ：http://www.pref.shiga.jp/h/d-kanri/kikaku/teinyu/teinyu_seido.html を参照のこと）
・元請者は、下請者の協力を得て、間接工事費等諸経費動向調査票（建築工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、完了届提出後1週間以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途、監督職員から指示するものとする。
・請負人は、間接工事費等諸経費動向調査票等について、費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、元請者は、下請者についてもヒアリングに参加させるものとする。

27 契約後ＶＥ方式に関する特記事項
１．定義
ＶＥ提案とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、請負人（以下「乙」という。）が発注者（以下「甲」という。）に行う提案のことをいう。

２．提案の範囲
（1）乙がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料および施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
（2）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。
①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴うもの。
②契約書第18条にもとづき条件変更が確認された後の提案。

３．ＶＥ提案書の提出
（1）乙はＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（様式１～４）に記載し、甲に提出しなければならない。
①設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比および提案理由。
②ＶＥ提案の実施方法に関する事項。（当該提案に係る施工条件等を含む）
③ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算額および算出根拠。
④甲が別途発注する関連工事がある場合は、それとの関係。
⑤工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項。
⑥その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項。
（2）甲は、提出されたＶＥ提案書に関する追加資料、図書その他の書類の提出を乙に求めることができる。
（3）乙は、ＶＥ提案を契約の締結日より当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する35日前までに提出できる。
（4）ＶＥ提案の提出にかかる費用は、乙の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査
ＶＥ提案の審査は、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。

５．ＶＥ提案の採否等
（1）甲は、ＶＥ提案の採否について、ＶＥ提案の受領後14日以内に書面により通知するものとする。
ただし、乙の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
（2）提出されたＶＥ提案が適正と認められなかった場合の通知は、その理由を付して行うものとする。
（3）甲は、ＶＥ提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第19条の2の規定に基づくものとする。
（4）甲は、ＶＥ提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第24条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
（5）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。
（6）ＶＥ提案が適正と認められた後、契約書第18条の条件変更が生じた場合において、甲がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、乙はこれに応じるものとする。
（7）ＶＥ提案が適正と認められた後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、ＶＥ管理費については原則として変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することが出来ない事由（不可抗力、予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、または著しく工事原減額が減少した場合においては、甲乙協議して変更できるものとする。

６．ＶＥ提案の保護
ＶＥ提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において無償で使用できるものとする。ただし、工業所所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

７．責任の所在
発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った請負人の責任が否定されるものではない。

28 総合評価方式に関する特記事項
１．競争参加資格の確認申請時の技術提案内容の担保
請負人は、競争参加資格の確認申請時に提出した施工計画等に関する技術提案書（技術提案書の採否通知において一部不採用とした提案がある場合はこれを除く。以下、「技術提案書」という。）に基づき、工事を履行しなければならない。

２．技術提案内容の施工計画書への反映
施工計画書の取り扱いは原仕のとおりであるが、請負人は技術提案書の内容を満足する施工計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書において、技術提案書の内容を一覧できる様式に整理すること。また、提案事項ごとに具体的な実施方法、履行の確認方法および確認時期について、監督職員の承諾を得るとともにその内容をあわせて施工計画書に記載すること。

３．配置技術者等
請負人は、技術提案書に記載した配置予定技術者を当該工事の主任技術者または監理技術者（以下「配置技術者」という。）として配置しなければならない。

４．履行の確認
請負人は、技術提案事項を履行したときは、速やかに、その旨を監督職員に通知するとともに、監督職員の立会または確認を受けなければならない。
履行の確認にあたり必要があると認められるときは、監督職員はその理由を請負人に通知して、工事目的物を最小限度破壊して確認することができる。この場合の確認または復旧に直接要する費用は、請負人の負担とする。

５．再度の施工
（1）請負人は、前項の確認により技術提案事項が履行できていないことが明らかになったときは、直ちに再度施工または手直しの計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、発注者が再度の施工が適当でないと判断した場合は、この限りではない。
（2）請負人は、前項の計画書の内容について監督職員の承諾が得られたならば直ちに実施し、再度監督職員の確認を受けなければならない。

６．不履行に対する措置
・技術提案書の内容について、請負人の責により入札時の評価内容がされない場合は、工事成績評定を減ずることとし、未実施の項目ごとにその項目点数を減ずる（最大１０点減点）。なお、記載された内容に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、滋賀県建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。また契約違反として取り扱う場合がある。
・技術提案書1-2（様式4-2）「（目）施工上配慮すべき事項」に記載された内容について、請負人の責により入札時の評価内容が履行されない場合は、評価（加点）した範囲内で工事成績評定を減ずることとします（最大２点減点）。なお、記載された内容に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約違反として取り扱う場合がある。

７．契約変更の取り扱い
（1）請負人が作成する施工計画書のうち、技術提案に係る資料については、発注者が確認するが、請負代金額の変更は行わない。
（2）不可抗力（地震・風水害等）によって、地形が変形し数量に変更があった場合は、発注者と請負人が協議のうえ、発注者が認めたものについて変更の対象とする。　(1.5.9)

㉙ 施工体制点検
「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従い、施工体制を講じること。

30 設計ＧＬ
※ 図示　・ 監督職員が現場にて決定する。

31 揮発性有機化合物の室内濃度測定
平成18年国土交通省告示第1130号に基づく「評価方法基準　第5　6-3　(3)」に定められた方法によること。　(1.5.9)
測定箇所：　（監督職員の指示により決定）
測定科学物質　・ホルムアルデヒド　・トルエン　・キシレン　・エチルベンゼン　・スチレン　・パラジクロロベンゼン
・

㉜ 不法無線局の排除
請負人は電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑われい車両を発見したときは、速やかに監督職員にその旨報告すること。

33 取扱説明書の作成
竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。　(1.7.3)
（部数、詳細については、監督職員の指示による。）

㉞ 近隣住民等への説明
請負人は、施工に先立ち地元自治会、近隣住民等に工事施工内容の説明を行うこと。

㉟ 近隣家屋の調査
請負人は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋・工作物等の調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認するこど。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。
また、請負人自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。

36 ユニバーサルデザイン
バリアフリー化にあたっては、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を遵守すること。

㊲ 別途工事との連絡協議
請負人は、別途施工する電気・機械設備工事の業者間で互いに連絡を取り、定期的に協議を行い、工事施工上の調整を図ること。
また、工事区分の取り合いについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。

38 住宅性能評価
請負人は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」を遵守し、住宅性能評価書に示された品質を確保すること。

㊴ 暴力団員などによる不当介入の排除
滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）
１．請負者（請負者または受注者）は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
２．請負者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報所（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。
また、請負者は、以上のことについて、下請負人に対して十分に指導を行うものとする。
３．請負者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

㊵ 環境配慮指針
公共建築に係る環境配慮指針実施要領に基づく、チェックシートを作成し提出しなければならない。

㊶ その他
工事車両の運行に関し、地元警察、町役場、近隣住民及び幼稚園と十分協議の上、安全確保を計ること。
図面に記載なき事項でも当然必要と思われる部分については請負者の負担にて行うものとする。
本工事において、工事の内外を問わず既存の部分に損傷又は支障等をきたした場合は監督者、並びに工事関係者に報告し、補修、改修を含め協議するものとする。また、その費用一切は全て請負者負担とする。
足場および仮囲いは、関係法令に従い、適切な材料、構造のものとする。
本図面は概略を示すものであり、入札前に現場確認の上、質疑事項のある場合は速やかに行うこと。

② 仮設工事

① 監督員事務所
※設ける　⊙設けない　(表2.3.1)
監督員事務所の規模　・設置する　・１号　・２号　・３号　・４号　・５号
備　品：机（事務及び打合せ用）、いす、書棚、ホワイトボード、ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、衣類ロッカー、請負人加入電話の子機、冷暖房機器、消火器等の他監督員の指示による。　(2.3.1)

② 仮囲い
仮設計画図に基づき、歩行者通路、車輌動線を明確に区分し、請負者にて施工計画を作成の上、監督員の承認を得るものとする。
又、各工事期間における工事の完了及び使用開始を遵守すること。
図示を基本とする他、鉄板張、金網張、板張等の仮設計画を立案し監督員と協議すること。

③ 工事用水
構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　⊙利用できない

④ 工事用電力
構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　⊙利用できない

５ シート養生
必要に応じて室内外の壁、天井、床等シートで養生する。
溶接作業を行う場所については、防災シートを使用し、防火対策を講ずる。

⑥ 足場
足場を設ける場合には「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成21年4月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置すること。　(2.2.4)

NOTE:

ArchitectsDesignOffice
株式会社ＡＤＯ一級建築士事務所
滋賀県知事登録（ハ）892号
東近江市今代町459－10　TEL（0748）24－1116
一級建築士登録第247403号　札　正典

DATE:	2013. 2
DRAWN BY:	
DESIGNED BY:	
CHECKED BY:	
PROJECT:	旧愛知川学校給食センター解体・撤去工事
TITLE:	特記仕様書
SCALE:	
No:	1

設計者：一級建築士登録第333621号　坪田　実

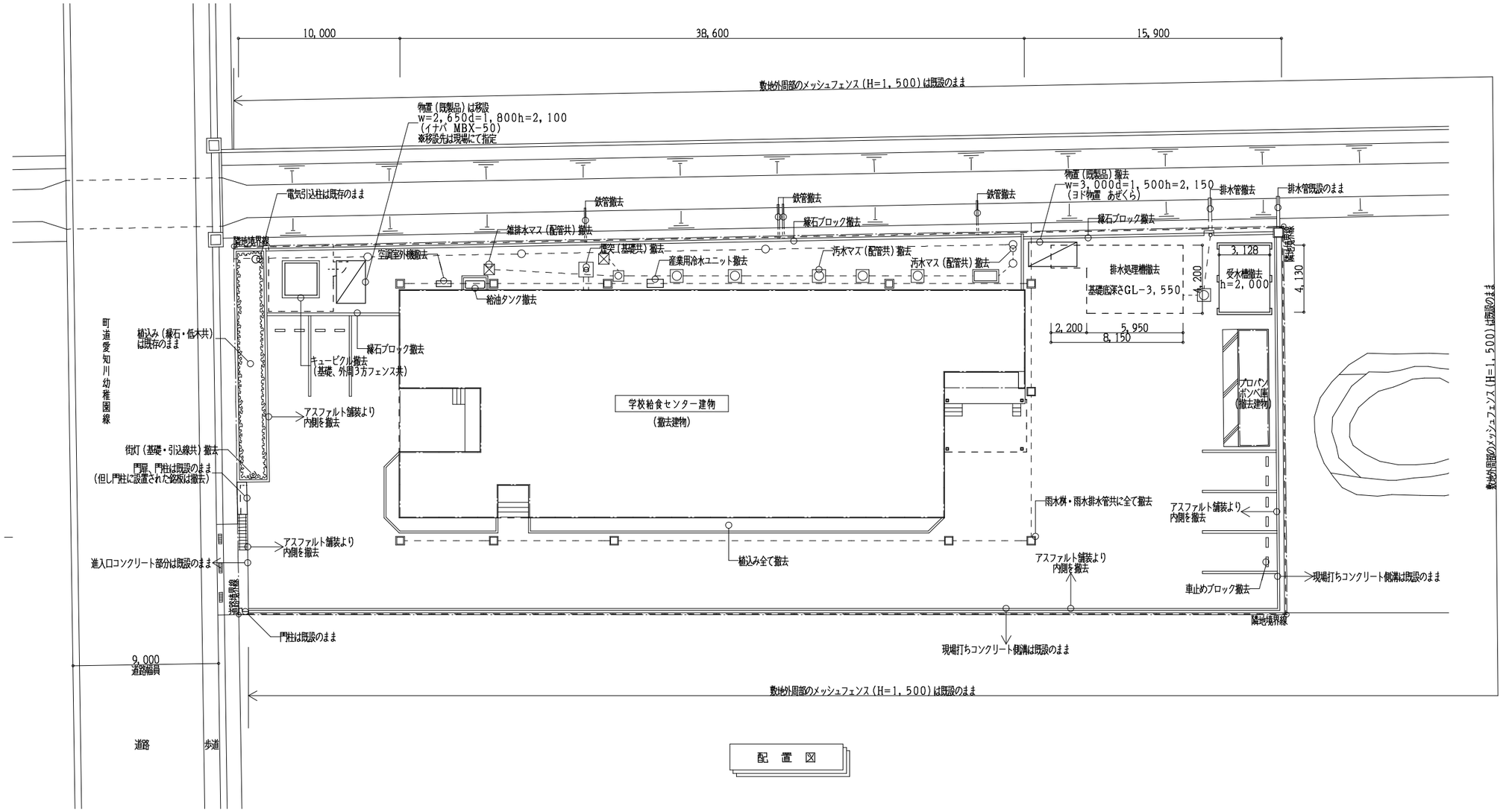

配　置　図

敷地求積図

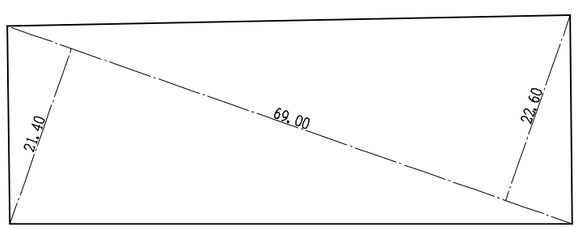

敷地面積求積表
21.4 × 69.0 = 1,476.60
22.6 × 69.0 = 1,559.40
= 3,036.00
1/2 = 1,518.00㎡

特記事項

・解体建物（解体する建物内外にある備品、機器類）、工作物等は特記なき限り地盤面下の基礎部分も含め撤去すること。
なお、図示なき地中障害物についても、本工事にて撤去すること。

・解体材を敷地内において焼却したり、埋設することは一切認めない。

・工事実施にあたっては、風向き等に留意し近隣に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
必要ある時は、監督員と協議のうえ工事の一時停止等の措置を講じること。

・工事区域内の地中埋設物（給水管、排水管、ガス管等）については、特記を除き監督職員の指示により、プラグ止め等の措置を行い原則としてすべて撤去すること。

・工事中は、随時散水したり粉塵発生源を覆うなど公害対策に万全を期すること。

・解体作業により、万一近隣建物及び工作物等に損傷を与えたり、その構造機能を低下させた場合は、請負人の責任において現状に復旧すること。
また、搬入出時において道路等に損傷を与えたり、汚した場合も請負人の責任において現状に復旧する事。

・解体撤去後の敷地は、特記なき限り根切土・現状土にて水勾配を考慮し整地すること。

・建物、工作物等は概略寸法を示すため、工事着手前に現場の状況を充分に把握し施工すること。
図面と現場が異なる場合は現場の状況を優先に工事を行うこと。

・工事用出入口は徐行し、歩行者に万全の注意をはらい通行すること。
工事用車両の通行が頻繁となる工程時は事前に幼稚園に通知し交通整理員（安全監視員）を必要人数配置すること。

・関西電力柱、有線柱、ＮＴＴ柱、同配線及び同引込配線メーター等の撤去、移設については、関係機関との協議、申請業務、負担金等も含め本工事とする。

・給水管、汚水排水管、ガス管等の撤去については、関係機関との協議、申請業務、負担金等も含め本工事とする。

・設計図書の床面積は概略を示すため、入札参加者は入札に先立ち現場の状況を充分に把握すること。

・請負人は　（１）建設副産物の発生抑制　（２）リサイクル活動の推進　（３）建設副産物の処理の適正化等の推進を行うため、書面により提案を行い監督員に協議、報告を行うこと。
発生材のうち引渡しを要するものは指示された場所に整理の上調書を添えて監督員に引き渡す。
撤去に際し既設内容、取合いをよく調査して既設設備の機能を低下せしめてはならない。
尚既設配管の行先を確認の上安全に処理すること。

・本工事で撤去を行うキュービクルは、内部に基準値を超える有害物質は含まれていないことが愛荘町により調査済みである。

※埋設物等の詳細は竣工図を参照のこと

NOTE:

ArchitectsDesignOffice
株式会社ＡＤＯ一級建築士事務所
滋賀県知事登録（へ）８９２号
東近江市今代町４５９－１０　ＴＥＬ（０７４８）２４－１１１６
一級建築士登録第２４７４０３号　札　正典

DATE:	2013. 2
DRAWN BY:	
DESIGNED BY:	
CHECKED BY:	
PROJECT:	旧愛知川学校給食センター解体・撤去工事
TITLE:	配置図（解体撤去範囲）
SCALE:	1:200
No:	2

設計者：一級建築士登録第333621号　坪田　実

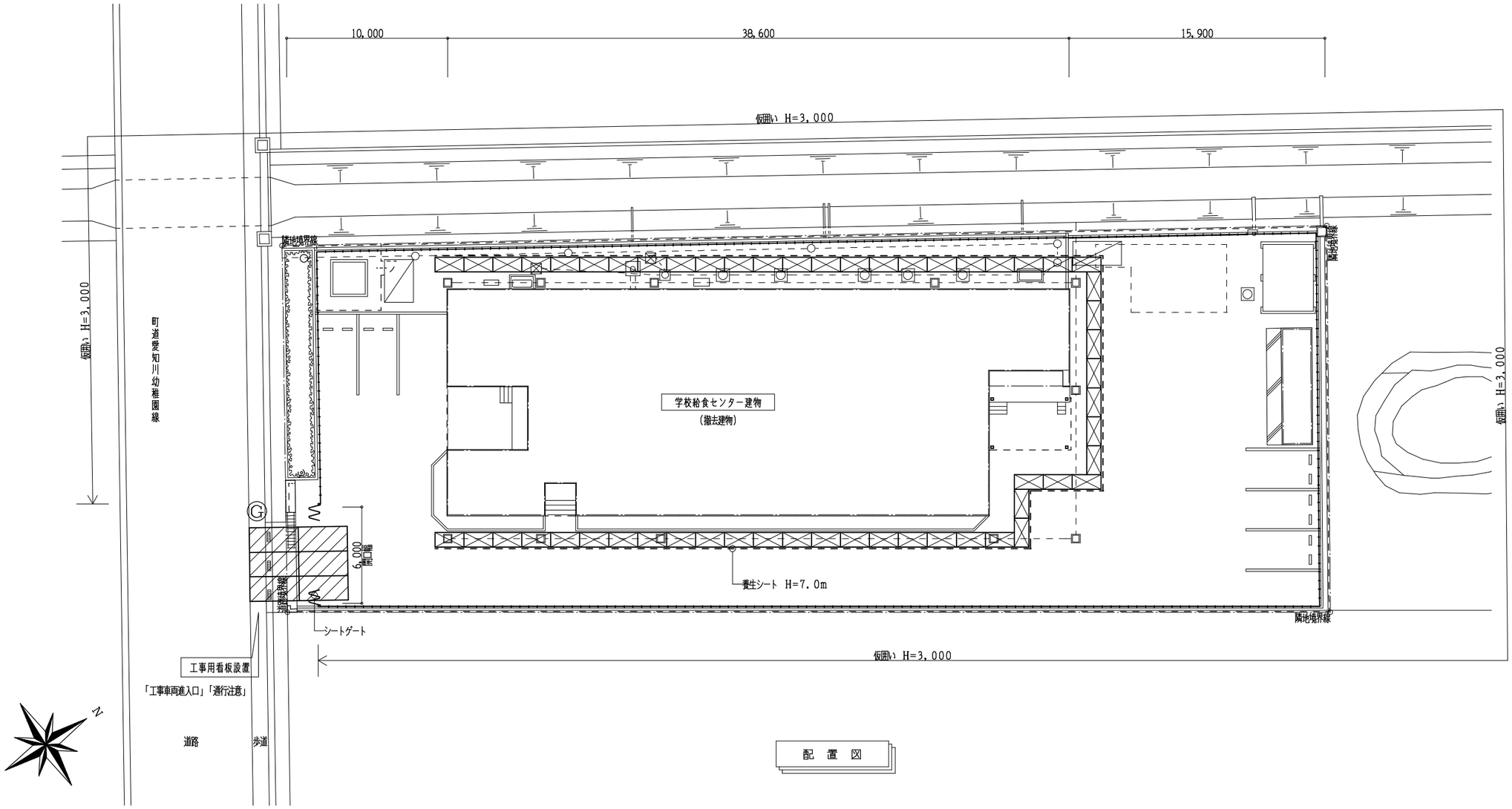

配 置 図

仮設工事					
ゲート	⋀ ⋀	シートゲート 開口幅 W=6.0m 設置数 1ヶ所	交通整理員（安全監視員）	Ⓖ	工事用車両の通行量に応じて安全が確保出来る人員を配置すること。
仮囲い	――――	単管パイプ + 万能鋼板 h=3.0m 設置長さ 163.18m	工事用看板		一般車両や歩行者へ注意喚起する為に必要に応じて設置すること。
養生シート	▭	枠組足場 + 防音シート 設置面積 728.64㎡ 設置高さ 約7.2m	工事用電力 工事用上水道		施工者が用意すること。
養生敷鉄板	▨	t=22 設置面積27.87㎡(歩道部分の鉄板端部はつまづき防止措置を講ずる)			

※仮囲い・敷鉄板の撤去後、敷地内及び隣地の構造物に破損等があれば施工者により現状復旧を行うものとする。

NOTE:

ArchitectsDesignOffice
株式会社 ADO一級建築士事務所
滋賀県知事登録(ヘ)892号
東近江市今代町459-10 TEL(0748)24-1116
一級建築士登録第247403号 札 正典

DATE: 2013. 2	PROJECT: 旧愛知川学校給食センター解体・撤去工事		No: 3
DRAWN BY:			
DESIGNED BY:	TITLE: 配置図（仮設計画図）	SCALE: 1:200	
CHECKED BY:			

設計者：一級建築士登録第333621号 坪田 実

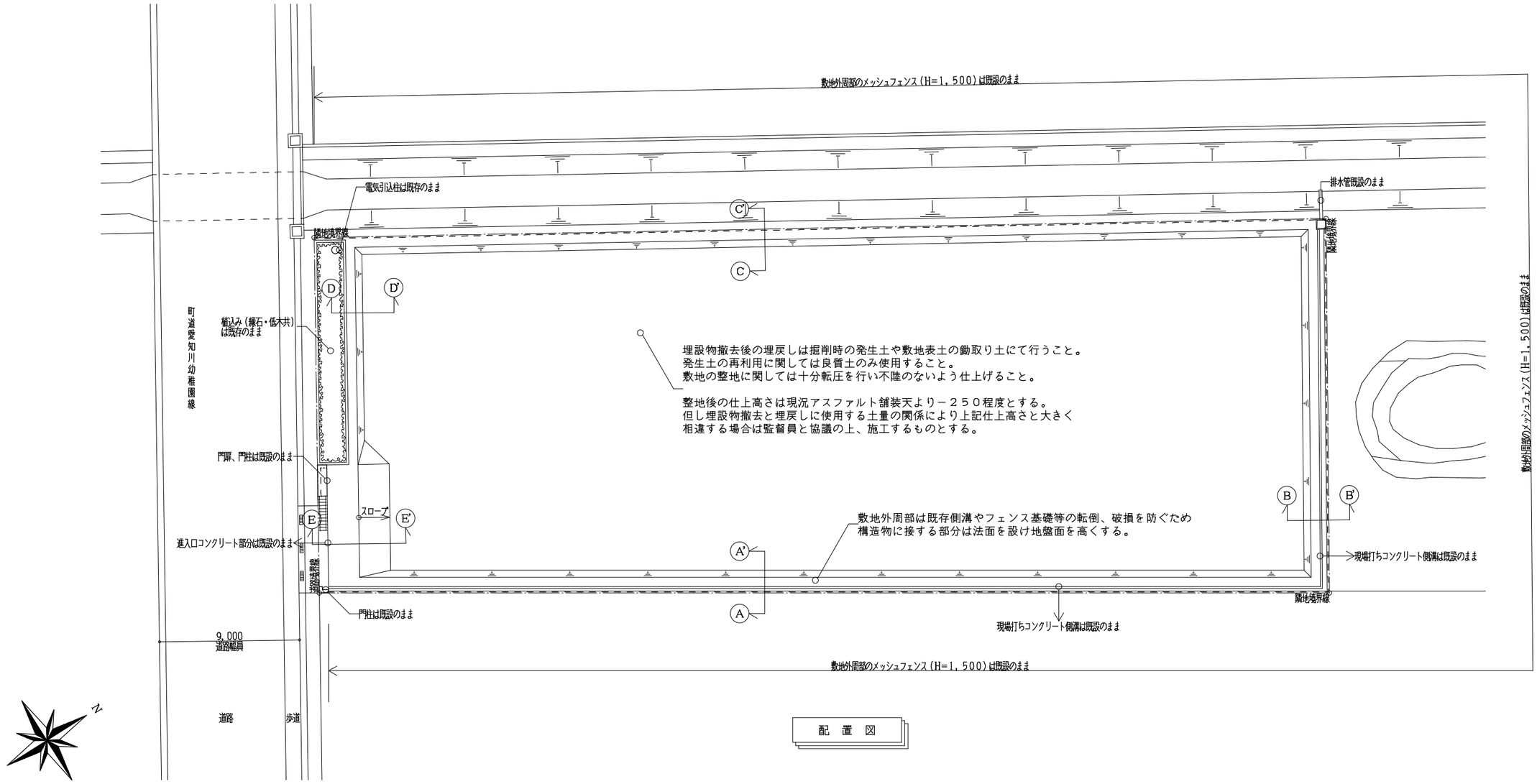

配　置　図

Ａ－Ａ’断面図
１：３０

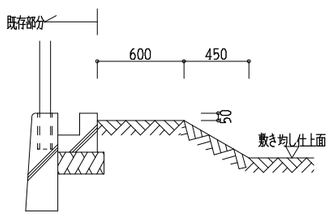

Ｂ－Ｂ’断面図
１：３０

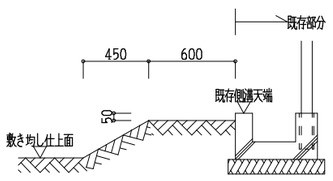

Ｃ－Ｃ’断面図
１：３０

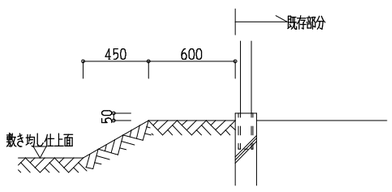

Ｄ－Ｄ’断面図
１：３０

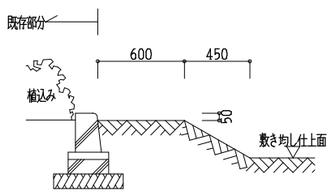

Ｅ－Ｅ’断面図
１：３０

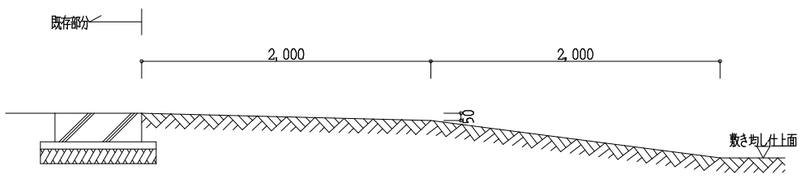

NOTE:

ArchitectsDesignOffice
株式会社ＡＤＯ一級建築士事務所
滋賀県知事登録（ヘ）８９２号
東近江市今代町４５９－１０　TEL（０７４８）２４－１１１６
一級建築士登録第２４７４０３号　　札　正典

DATE: 2013．2	PROJECT: 旧愛知川学校給食センター解体・撤去工事		No: 4
DRAWN BY:			
DESIGNED BY:	TITLE: 配置図（撤去完了時）	SCALE: 1:200	
CHECKED BY:			

設計者：一級建築士登録第333621号　坪田　実

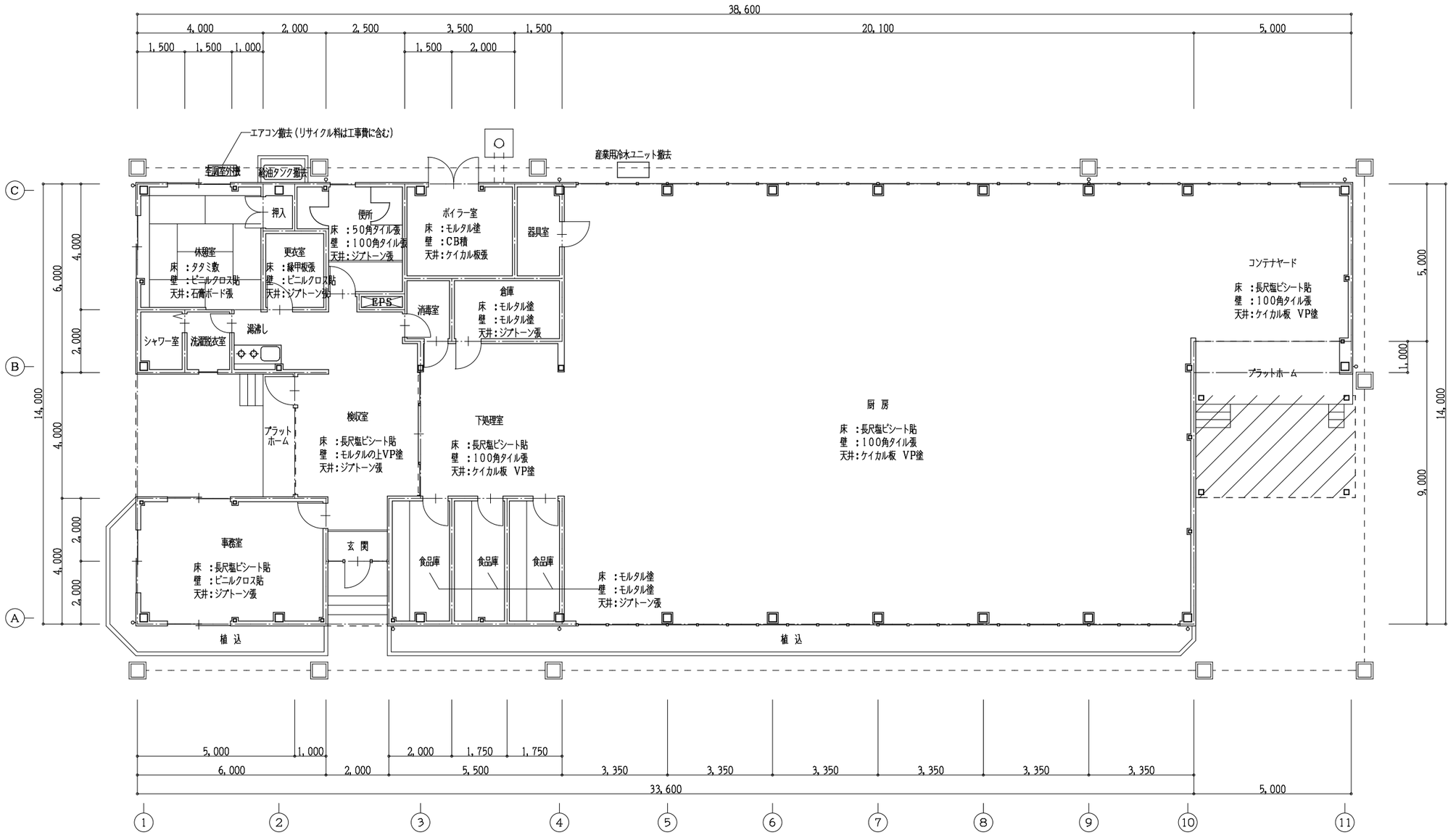

建物概要	※面積は竣工図による
構造・規模	鉄骨造　平屋建
建築面積	５００．４０㎡
延床面積	４９６．４０㎡
※上記面積以外に庇増築あり　約１３．８０㎡ （図面内ハッチングの部分）	
※基礎等の埋設部分の詳細は竣工図を参照のこと	

調理室内厨房機器リスト

機器名称（形式）	寸法	数量
食器消毒保管庫（EMW-50D）	1,350 X 900 X 2,000	2台
食器消毒保管庫	950 X 900 X 2,000	2台
食器洗浄機（NAW-3000）	3,000 X 1,300 X 1,350	1台
食器洗浄機（NAW-3DW-BRT）	5,400 X 1,300 X 2,000	1台
食器洗浄機（NAW-3UM-L）	6,800 X 1,600 X 1,800	1台
二槽シンク	1,500 X 750 X 800	1台
水切り台	900 X 750 X 800	1台
水切り台	1,500 X 750 X 800	1台
移動コンテナー	1,200 X 750 X 1,100	1台
移動コンテナー	1,250 X 760 X 1,400	9台
消毒保管庫（MW-60）	2,550 X 900 X 1,900	2台
ガス回転釜（KGSD-40）	1,455 X 980 X 1,820	7台
保管庫（NVW-50M）	2,320 X 830 X 1,930	1台
調理台	1,800 X 750 X 800	4台
二槽シンク	1,500 X 750 X 800	2台
チラー機（CM-50B）	1,450 X 1,050 X 1,700	1台
自動フライヤー（FA-3000）	3,054 X 1,330 X 1,600	1台
焼き機	1,900 X 1,100 X 1,050	1台
台	900 X 750 X 800	1台
水切り台	750 X 600 X 600	1台
フードカッター（エムラ 86-16-38）		1台
冷凍庫（EXD-54FMTA）		1台
消毒保管庫	1,150 X 800 X 1,800	1台
一槽シンク	1,800 X 900 X 800	1台
二槽シンク	1,500 X 900 X 800	1台
一槽シンク	1,060 X 940 X 800	1台
一槽シンク	750 X 900 X 800	1台
カート		3台
作業台	1,800 X 750 X 800	1台
作業台	900 X 750 X 800	1台
食器戸棚	900 X 600 X 1,900	1台
消毒保管庫（MCWK-40D）	1,750 X 950 X 1,900	1台
フードスライサー（MSD-24）	2,100 X 900 X 1,200	1台
炊飯器（RR-50S1）		8台
生ゴミ処理機（MS-N32GF（010235））		1台
ピーラー		1台
温蔵庫		25台
冷蔵庫（NATIONAL NR-B17T1-GH）		1台

※厨房機器については自由処分とする。
（中古機器として、あるいは鋼材として売却しても構わない。処分後に書類にて報告すること。）
（必要であれば厨房機器の現状を確認した上で積算を行うこと。）
冷蔵庫等の廃棄に際しリサイクル料が発生するものはその費用を本工事に含むものとする。

※上記リストに記載されている機器以外に関して、建物内に設置されている機器等は特記があるものを除き解体撤去工事に含まれるものとする。

※建物内にある事務机や書棚等の家具、調理機器以外のボイラー等の機器について特記があるものを除き解体撤去工事に含まれるものとする。

NOTE:

ArchitectsDesignOffice
株式会社ＡＤＯ一級建築士事務所
滋賀県知事登録（へ）８９２号
東近江市今代町４５９－１０　ＴＥＬ（０７４８）２４－１１１６
一級建築士登録第２４７４０３号　札　正典

DATE: 2013. 2	PROJECT: 旧愛知川学校給食センター解体・撤去工事		No: 5
DRAWN BY:			
DESIGNED BY:	TITLE: 解体建物平面図（給食センター）	SCALE: 1:100	
CHECKED BY:			

設計者：一級建築士登録第333621号　坪田　実

西側立面図

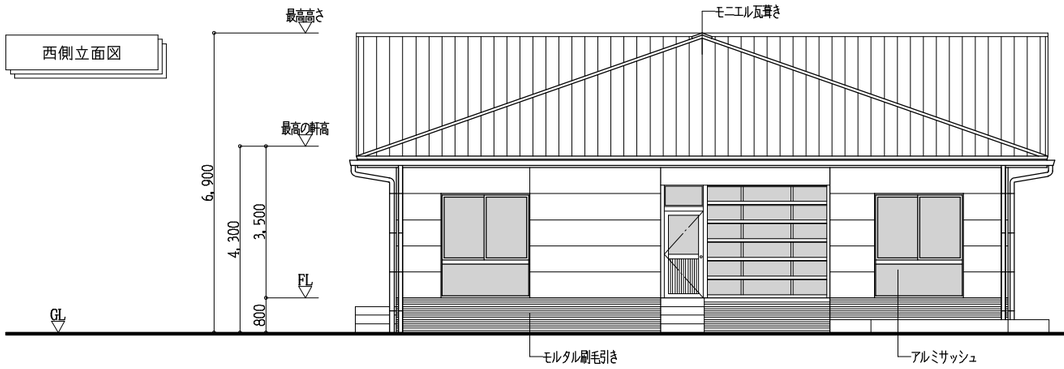

南側立面図

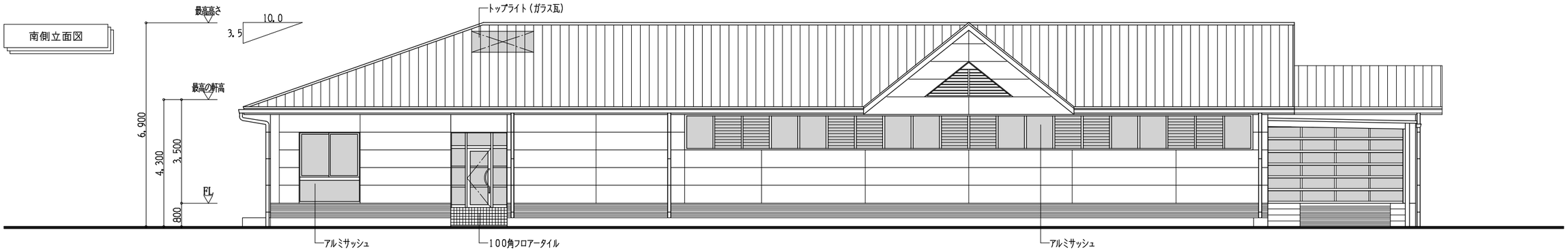

東側立面図

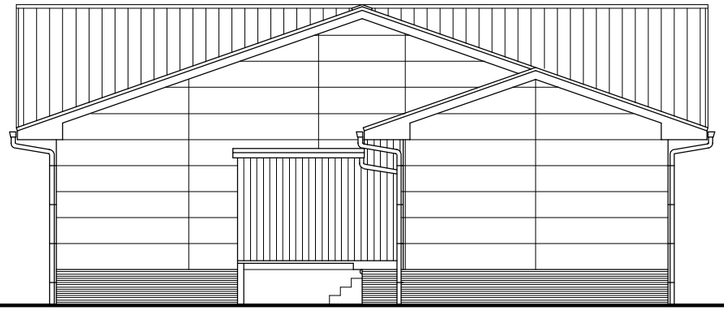

北側立面図

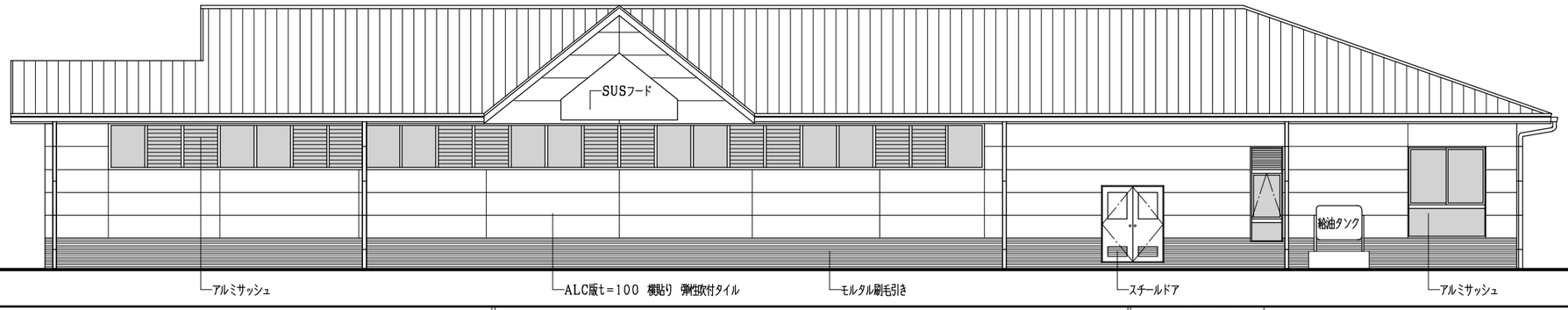

NOTE:

ArchitectsDesignOffice
株式会社 ＡＤＯ一級建築士事務所
滋賀県知事登録（ヘ）８９２号
東近江市今代町４５９－１０ ＴＥＬ（０７４８）２４－１１１６
一級建築士登録第２４７４０３号　札　正典

DATE:	2013. 2
DRAWN BY:	
DESIGNED BY:	
CHECKED BY:	
PROJECT:	旧愛知川学校給食センター解体・撤去工事
TITLE:	解体建物立面図（給食センター）
SCALE:	1:100
No:	6

設計者：一級建築士登録第333621号　坪田　実

平面図

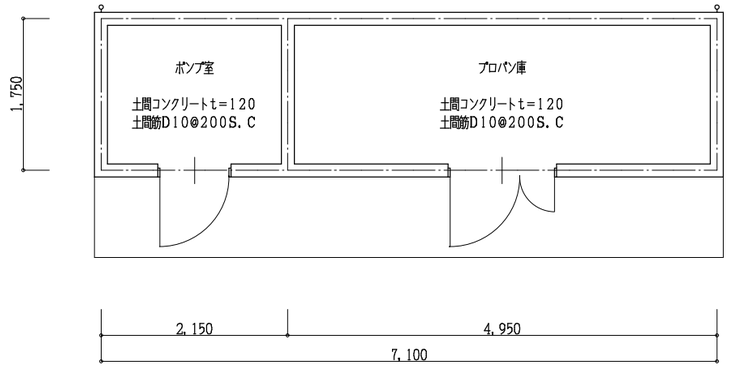

面積表	
建築面積	１２．４２㎡
延床面積	１２．４２㎡

構造・規模：ＣＢ造　平屋建

西側立面図

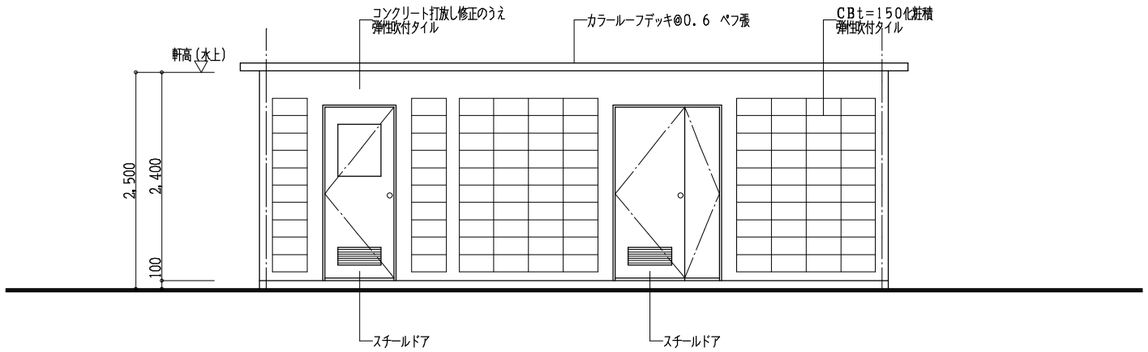

北側立面図

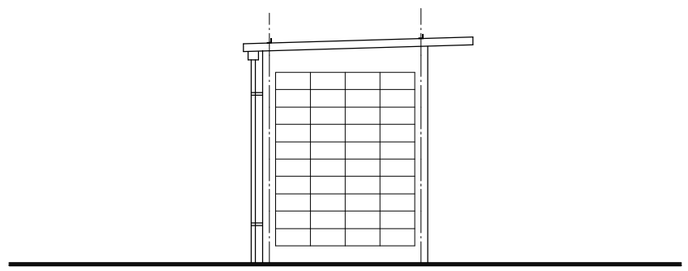

東側立面図

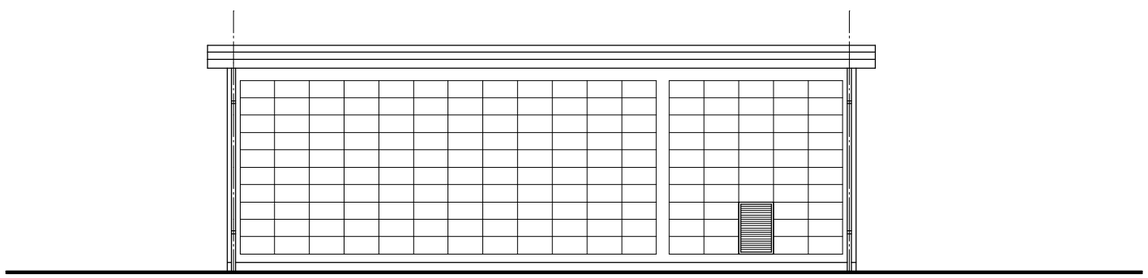

南側立面図

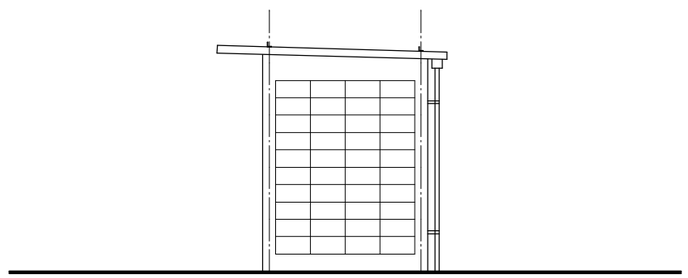

※基礎等の詳細は竣工図を参照のこと

NOTE:

ArchitectsDesignOffice
株式会社ＡＤＯ一級建築士事務所
滋賀県知事登録（ヘ）８９２号
東近江市今代町４５９－１０　ＴＥＬ（０７４８）２４－１１１６
一級建築士登録第２４７４０３号　札　正典

DATE: 2013. 2
DRAWN BY:
DESIGNED BY:
CHECKED BY:

PROJECT: 旧愛知川学校給食センター解体・撤去工事

TITLE: 解体建物平面図・立面図（プロパンボンベ庫）

SCALE: 1:50

No: 7

設計者：一級建築士登録第333621号　坪田　実